

第1 審議会の結論

審査請求人による令和6年5月22日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年7月10日付けで行った保有個人情報部分開示決定及び不開示決定（以下「本件処分」という。）について、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分の実施機関の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「本人に関するいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に関し、本人が在籍していた学校（以下「当該学校」という。）が行った調査に係る報告書」（以下「個人情報1」という。）、「当該学校にて行われた本人への聴取時の録音記録」（以下「個人情報2」という。）、「当該学校にて本人同席の元で行われた、本件いじめ事案に関する調査結果報告（以下「調査結果報告」という。）時の録音記録」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）について本件開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人に対し、個人情報1について、次のアないしウに掲げる文書を特定した上で、法第78条第1項第2号、第6号及び第7号に該当する情報を不開示とした上で、部分開示決定を行い、保有個人情報部分開示決定通知書により通知した。また、個人情報2及び個人情報3について、法に定める不開示情報を容易に取り除くことができないとして不開示決定を行い、保有個人情報不開示決定通知書により通知した。

ア 本件いじめ事案に係るいじめ不登校対策委員会での審議記録（以下「個人情報1-1」という。）

イ 調査結果報告の際の議事録（以下「個人情報1-2」という。）

ウ 調査結果報告の際に当該学校が用いた資料（以下「個人情報1-3」という。）

3 審査請求

審査請求人は本件処分の取消を求め、令和6年10月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、本件開示請求及び本件審査請求は、本人から委任を受けた任意代理人が行っている。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 個人情報1について

ア 法第78条第1項第2号の該当性について

- ・ 個人情報 1－2 の内容は、調査結果報告の際、不開示部分も含め全て本人及び審査請求人に口頭で説明された内容である。特に加害生徒の個人名については、開示された情報の中で当該生徒の個人名が明らかになっている箇所がある。
- ・ 本人の主張も不開示にされているが、本人から聴取した内容を本人に伝えることは慣行として認められる。
- ・ これら以外の部分についても、個人名を匿名化する等の方法により、供述した生徒の個人名を識別できないようにすることは可能である。
- ・ 以上により、法第 78 条第 1 項第 2 号イの「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するため、開示すべき。

イ 法第 78 条第 1 項第 6 号の該当性について

- ・ 個人情報 1－2 の不開示部分には、審議の具体的な過程が記載されているとは考えられず、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。
- ・ 個人情報 1－2 の不開示部分に事実関係の確認が不十分な情報が記載されているとは考えがたい。また、個人情報 1－3 の不開示部分についても、関係生徒から聴取した内容であり、それが事実と異なる可能性があることは容易に推察できるため、誤解や憶測を招くとは考えがたい。
- ・ 関係生徒に関する情報を開示することにより、当該生徒が不利益を被る可能性がある。しかしながら、関係生徒はいずれも本人が学校に聴取された際に列挙した人物であると思われ、当該生徒は既に卒業していることや、本人や本人の関係者が当該生徒に対し何らの圧力もかけていないことから、当該生徒個人に不利益を及ぼすとは考えがたい。
- ・ よって、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当せず、開示すべき。

ウ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

- ・ 本件いじめ事案に関する調査において、関係者から聴取を行い、その内容を事実認定の根拠とすることは、一般的に認知されているため、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当せず、開示すべき。

(2) 個人情報 2 について

- ・ 当該録音記録には、本人の供述がそのまま録音されているのみであり、「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。また、開示することによって法が規定する弊害が生じるとは考え難いため、法に定める不開示部分はなく全てを開示すべき。
- ・ また、当該学校による聴取の際、学校側が録音を行うこと、本人及び審査請求人は録音を行わないことの下承を学校側から求められた。そのため、録音データを本人及び審査請求人に後日開示することを条件とし、双方合意の上で聴取に応じた。しかしながら、聴取後になり不開示とすることは正義に反するため、法第 80 条に定める裁量的開示がなされるべきである。

(3) 個人情報 3 について

- ・ 当該録音記録には、基本的に調査結果報告時の内容がそのまま録音されており、本人及び審査請求人はその場に同席していた。そのため、開示することによって法が規定する弊害が生じるとは考え難いため、法に定める不開示部分はなくその全てが開示されるべき。

第 4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、本件いじめ事案に係る前述の個人情報1から個人情報3である。

2 部分開示及び不開示とした理由

(1) 個人情報1について

ア 法第78条第1項第2号の該当性について

- ・ 個人情報1において不開示とした情報には、本人以外の関係生徒に関する情報（生徒氏名、選択授業の科目、教室での席順、学校における人間関係、行為の内容等）が含まれており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であるため、法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした。
- ・ 調査結果報告の際は、報告する内容に本人以外の個人に関する情報が含まれ、これが流出等することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあったことから、報告前に本人及び審査請求人に対し、録音禁止をお願いした上で、口頭による具体的な説明を行ったものである。
- ・ そのため、結果報告は、「口頭による」説明という条件のもと、個別判断による個別的な事例にとどまり、結果報告の内容は、「慣行として開示請求者が知ることができた情報」に該当しない。

イ 法第78条第1項第6号の該当性について

- ・ 不開示とした情報には、本人以外の関係生徒から得た情報が含まれる。当該生徒には、約〇年前の学校生活の状況を聴取しているため、事実関係の確認が不十分である内容が含まれており、そのまま開示することにより、これを見た者の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれや、当該生徒が誹謗中傷等を受けるおそれがあるため、法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした。

ウ 法第78条第1項第7号の該当性について

- ・ 不開示とした情報は、学校が事実関係を確認するために、関係生徒に対して、聴取への協力を求め、任意に提供された情報である。この情報が開示されることとなれば、学校と関係生徒との信頼関係を損なうおそれがあるほか、今後、関係者が開示されることを恐れ、率直な発言を躊躇することにより、学校が必要な情報を十分に収集できなくなる可能性がある。
- ・ 開示することにより、いじめ事案に関する調査が形骸化し、学校が適正な対応をとることができなくなるおそれがあり、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした。

(2) 個人情報2及び個人情報3について

- ・ 個人情報2及び個人情報3には、法第78条第1項第2号、同項第6号及び同項第7号の不開示情報に該当する情報が随所に含まれている。実施機関の職員が職務上使用する端末には、音声データを加工・編集することのできるプログラムがなく、これらの情報のみを区分して除くことが容易でないことから、法第79条第1項の規定に照らすと、本件録音記録は、部分開示すべき保有個人情報には該当しない。
- ・ 保有個人情報の開示・不開示の決定は、「行政機関の長等」が行うものであり、学校が保有する本件録音記録の開示・不開示の決定は教育委員会が行うため、教頭は開示・不開示を決定する立場にない。開示・不開示の決定は、保有個人情報に含まれる情報に、不開示情報が含まれているかどうかを個別具体的に審査して判断する必要があると、聴取前の時点で聴取者及び被聴取者がどのような発言をするかを完全に予測することは不可

能であることから、本人及び審査請求人が教頭の開示に係る了承を前提として聴取に応じたことが事実だとしても、法第80条にて認めるべきものとは言えない。

第5 審議の経過

当審議会では本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年 5月15日	諮問を受けた。
令和7年 7月29日	諮問の審議を行った。
令和7年10月30日	諮問の審議を行った。

第6 審議会の判断理由等

1 いじめ対応に係る事務について

(1) 学校が負う保護者への説明責任について

実施機関では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、宮崎県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）を策定している。

県基本方針第2の2（4）ウ（オ）には、いじめ防止等のために県立学校が実施する取組のうち、県立学校におけるいじめの防止等に関する措置として、「教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う」旨が定められている。

(2) いじめ不登校対策委員会について

各県立学校において、県基本方針を参考に、学校としてどのような取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等をいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）として定めている。

当該学校の学校基本方針においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ不登校対策委員会を設置することが規定されている。いじめ不登校対策委員会は、原則的に週1回の定例会とし、いじめ不登校の予防に向けた取組や生徒に関する情報交換を行うこと、いじめ事案発生時は必要に応じて臨時で開催し、適切な対応に努めることとされている。

2 本件保有個人情報の性格及び内容について

本件保有個人情報は、本件いじめ事案に関し、実施機関が作成したいじめ不登校対策委員会における審議記録及び調査結果報告の際の議事録並びに当該学校が録音した本人に対する聴取時及び調査結果報告時の本人に関する個人情報であり、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 個人情報1について

ア 個人情報1-1について

当該個人情報は、いじめ認定の是非について、当該学校のいじめ不登校対策委員会にて審議された際の記録であり、本件いじめ事案に関する、本人が在籍時の経緯や、別の学校へ転出した後の経緯が時系列で記載されている。

イ 個人情報1-2について

当該個人情報は、調査結果報告を行った際の議事録であり、調査結果報告の目的や、本人が主張した内容、本人が主張した加害生徒の行為のうち、学校が事実として認定した行為、いじめ不登校対策委員会での審議結果などが記載されている。

ウ 個人情報 1－3について

当該個人情報は、個人情報 1－2 の付随資料であり、本人から主張のあった加害生徒の行為について、当該学校が関係生徒へ聴取を行い、その結果をまとめた資料である。本人の主張のほか、それぞれの行為に関する加害生徒の認否や、関係生徒の供述が記載されている。

(2) 個人情報 2について

当該個人情報は、本件いじめ事案の調査の一環として、学校側が本人に対して聴取を行った際の録音記録であり、本人の供述が収録されている。

(3) 個人情報 3について

当該個人情報は、調査結果報告の際の録音記録であり、実施機関が部分開示した個人情報 1－2 の結果報告の内容が、不開示部分を含め全て収録されている。

3 本件処分について

当審議会は、本件処分について審議した結果、以下のように判断する。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号の該当性について

法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該個人の権利利益が損なわれる可能性のあるものは不開示とされるものであるが、ただし書において、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報や公務員等の職及び職務の遂行に係る情報は例外として開示することとされている。

実施機関は本号を根拠として、個人情報 1－1 から個人情報 1－3 までに記載のある、開示請求者以外の生徒の氏名、個人情報 1－1 に記載のある、学校における人間関係に係る情報、個人情報 1－2 に記載のある、選択授業の科目、教室での席順、個人情報 1－1 及び個人情報 1－3 に記載のある、加害生徒のいじめの認否に関する情報、個人情報 1－3 に記載のある、関係生徒に関する情報（目撃者名、関係生徒の供述）を不開示とした。

ア 開示請求者以外の生徒の氏名、選択授業の科目、教室での席順、学校における人間関係について

実施機関は、これらの情報が公になると、関係生徒の社会的評価を低下させ、さらには、当該生徒及びその保護者等に対して誹謗中傷等が行われ、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして不開示とした。

しかしながら、これらの情報は本人から聴取した内容であり、さらには、調査結果報告の際には本人及び審査請求人に対し、学校側から口頭で説明されていることから、本人及び審査請求人が知っていることは客観的に明らかである。

よって、これらの情報については、開示したとしても本人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

イ 加害生徒のいじめの認否に関する情報について

加害生徒のいじめの認否については、調査結果報告の際においても明らかにされておらず、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある認められるため、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 関係生徒に関する情報について

個人情報 1－3 で実施機関が不開示としている情報のうち、目撃者名や、関係生徒の供述については、学校側の関係生徒に対する任意の聴取結果に基づく情報であり、本人及び審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であ

るとはいえず、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 法第78条第1項第6号及び第7号の該当性について

法第78条第1項第6号は、地方公共団体の内部における審議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示とする旨規定されている。

また、法第78条第1項第7号は、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示とする旨規定されている。

実施機関は、個人情報1－3に記載のある、関係生徒の供述の内容について、法第78条第1項第2号に加え、法第78条第1項第6号及び第7号も根拠として不開示とした。

ア 関係生徒の供述について

実施機関は、関係生徒の供述内容は、当該学校が事実関係を確認するために、関係生徒に対し聴取への協力を求め、任意に提供された情報であり、その内容は約〇年前の学校生活の状況であるため、客観的事実と完全に合致するとは言えず、当該情報を開示することで、これを見た者の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれ、関係生徒が誹謗中傷等を受けるおそれ、学校と関係生徒との信頼関係を損なうおそれ、今後、関係者が開示されることをおそれ、素直な発言を躊躇することにより、学校が必要な情報を十分に収集できなくなる可能性があるとして、不開示とした。

当該情報については、学校側の任意の聴取結果に基づく情報であることから、本人及び審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められない。また、本件いじめ事案に関して学校が関係生徒から聞き取った内容が当該生徒以外の者に開示されることになれば、今後同種の事案が発生した際に、関係者から率直な意見を聞き取ることが困難になるおそれがある。さらには、いじめ事案の対応に当たる教職員が詳細な事実関係や率直な意見を記述することをためらい、調査の記録が抽象化、形骸化する可能性があるなど、将来の同種の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 法第79条第1項の該当性について

法第79条第1項は、不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならないと規定されており、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができる」とに当たらないため、不開示とすることとされている。

実施機関は、本項を根拠として、個人情報2及び個人情報3について、不開示とした。

ア 個人情報2及び個人情報3の録音記録（以下「本件録音記録」という。）について

個人情報2には、本件いじめ事案の調査の一環として、当該学校の本人に対する聴取の内容が収録され、個人情報3には、個人情報1－2で開示されている調査結果報告の内容が収録されている。

実施機関は、当該情報について、法第78条第1項第2号、第6号及び第7号の不開示情報に該当する情報が随所に含まれており、実施機関の職員が職務上使用する端末には、音声データを加工・編集することのできるプログラムがなく、これらの情報のみを

区分して除くことが容易でないことから、本件録音記録は、部分開示すべき保有個人情報には該当しないとして、不開示とした。

しかしながら、本件録音記録に収録されている情報については、両方とも本人及び審査請求人がその場に同席しており、実施機関が主張する不開示情報を含め、全て口頭で開示されている情報である。

また、個人情報2及び個人情報3に係る措置は、県基本方針及び当該学校の学校基本方針に基づき、本人及び審査請求人に対して実施されたものであり、当然、本人及び審査請求人が知ることが予定されていると認められる。

以上により、本件録音記録に本人の供述及び実施機関が本人及び審査請求人へ伝達した内容がそのまま収録されているのであれば、本人及び審査請求人が知っていることは客観的に見ても明らかであり、開示したとしても本人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、開示すべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審議会は、以下のとおり付言する。

本件処分において、実施機関は、加害生徒の氏名を不開示情報と判断していたにもかかわらず、開示された文書の中に、加害生徒の氏名をマスキング等の対応をせずに開示している箇所があるほか、当初、本人及び審査請求人に対して、録音記録の開示に応じていたにもかかわらず途中で主張を変えるなど、判断に統一性が欠け、不適切な点が散見される。

特に、不開示情報については、慎重な判断が求められるにもかかわらず、個人情報保護制度所管課との協議等といった必要な手続を踏まなかった。その結果、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示情報と判断した箇所を誤って開示するという事態が発生し、これは当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあり、運用上、不適切と言わざるを得ない。

これについては、今後、実施機関においては、法の規定を踏まえ、制度の適切な運用の確保に努めるよう審議会として要望するものである。

別表

本件保有個人情報			開示妥当と判断した部分
個人情報 1	個人情報 1－1	本件いじめ事案に係る いじめ不登校対策委員 会での審議記録	・加害生徒の氏名 ・ 1 ページ目 2 の(12)の内容 ・ 2 ページ目 3 (9)③本人訴えの主な 内容部分全て
	個人情報 1－2	調査結果報告の際の議 事録	記録全て
	個人情報 1－3	調査結果報告の際に当 該学校が用いた資料	・加害生徒の氏名 ・ 本人の主張部分全て（備考欄の目 撃者名を除く）
個人情報 2		当該学校にて行われた 本人への聴取時の録音 記録	記録全て
個人情報 3		本件いじめ事案に関す る調査結果報告時の録 音記録	記録全て